

農山漁村女性活躍表彰審査基準について

農山漁村女性活躍表彰にあっては、次の審査基準により、審査を行います。

部門	項目	基準
(1) 女性 地域 社会 参画 部門 (個人)	活動の内容	(ア) 地域の方針決定の場に参画し、地域の農林水産業の発展及び農山漁村の活性化に貢献している
		(イ) 地域の農林水産業の発展に向けて、食と農林漁業に関する教育活動等、次世代に繋ぐ諸活動を実施している
		(ウ) 地域の農林水産業の発展に向けて、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動を実施している
		(エ) 地域の雇用創出や耕作放棄地の解消、地域の特産品の生産振興などを通じ農山漁村の活性化に貢献している
	活動の範囲	(ア) 都道府県以上
		(イ) 複数の市町村
		(ウ) 市町村内
	活動の期間	(ア) 15 年以上
		(イ) 10 年以上15 年未満
		(ウ) 5 年以上10 年未満
		(エ) 5 年未満
	活動の継承	活動の継承や活動を担う次世代の育成

農山漁村女性活躍表彰審査基準について

農山漁村女性活躍表彰にあっては、次の審査基準により、審査を行います。

部門	項目	基準
(2) 女性 地域 社会 参画 部門 (組織)	活動の内容	(ア) 地域の方針決定の場に参画し、地域の農林水産業の発展及び農山漁村の活性化に貢献している
		(イ) 地域の農林水産業の発展に向けて、食と農林漁業に関する教育活動等、次世代に繋ぐ諸活動を実施している
		(ウ) 地域の農林水産業の発展に向けて、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動を実施している
		(エ) 地域の雇用創出や耕作放棄地の解消、地域の特産品の生産振興などを通じ農山漁村の活性化に貢献している
	活動の範囲	(ア) 都道府県以上
		(イ) 複数の市町村
		(ウ) 市町村内
	活動の期間	(ア) 15 年以上
		(イ) 10 年以上15 年未満
		(ウ) 5 年以上10 年未満
		(エ) 5 年未満
	活動の継承	活動の継承や活動を担う次世代の育成

農山漁村女性活躍表彰審査基準について

農山漁村女性活躍表彰にあっては、次の審査基準により、審査を行います。

部門	項目	基準
(3) 女性 登用・ 組織 参画 部門	女性役員等の 登用におい て、いずれか の取組に該当 すること	(ア) 農業協同組合、農業委員会及び土地改良区にあっては第5次男女共同参画基本計画の第3分野に掲げる役員等に占める女性の割合が成果目標のとりの割合以上
		(イ) 都道府県及び市町村にあっては農山漁村の女性の参画目標及び行動計画の策定
		(ウ) その他の組織にあっては農山漁村の女性の参画に向けた参画目標、行動計画の策定
	女性の役員等 への登用・組 織参画に向け た取組及び実 績	(ア) 団体・組織における、女性役員等の割合が改選前と比較して増加した取組
		(イ) 女性の参画を一層促進するための団体・組織内部における活動等の実施（働きかけ、意識醸成、役員候補の育成、女性職員のキャリア形成支援等）
		女性の参画を一層促進するための地域内外における活動等の実施（働きかけ、意識醸成、女性リーダーの育成、環境整備等）
	女性役員等の 登用の効果	(ア) 組織運営・事業に好影響があった
		(イ) 役員や管理職を目指す女性が増えた
		(ウ) 女性が活躍しやすい組織・地域になった
		(エ) 地域活性化につながった
	注記) 個人の場合は、所属又は関係する組織・団体が上記事項のいずれかに該当し、当該個人がこれに寄与・貢献している場合	
(4) 女性 優良 ビジ ネス 部門	経営所得等の 達成状況	(ア) 【農業】農業経営改善計画における主たる従事者1人当たりの年間所得目標を達成している、又は達成することが見込まれる
		(イ) 【農業】現在の主たる従事者1人当たりの年間所得額が所在する市町村の基本構想の水準を上回っている
		(ウ) 【水産業・林業】経営計画（行政に提出した際の計画等）における所得目標等を達成している
	経営内容	(ア) 経営の開始から現在に至るまでの間に生じた外部環境や内部環境への変化に応じて経営の合理化、経営の刷新、技術開発、市場開拓、流通開拓、省資源、雇用環境改善などの経営努力を行い、地域の特性を生かした農業生産、加工、販売などを行っており、事業として売上成果をあげ、今後も伸展が期待される
		(イ) 経営理念を明確化した上で、後継者の育成・確保を含む中長期的な視点を持ち、経営計画の達成に向けて取り組むとともに、リーダーシップを発揮している
	活動の期間	(ア) 概ね10年以上
		(イ) 概ね5年以上
		(ウ) 概ね1年から3年以上

農山漁村女性活躍表彰審査基準について

農山漁村女性活躍表彰にあっては、次の審査基準により、審査を行います。

部門	項目	基準
（５） チャレンジ部門 女性新規事業・	取組内容	自身の経営や活動のステップアップに向けて挑戦する取組か
		地域の農林水産業の発展や農山漁村の活性化に寄与する取組か
		自らの特性、知識及び経験を生かしたオリジナリティのある取組か
		継続的で今後も持続可能な事業・起業であるか
（６） 女性活躍応援・次世代育成支援部門	取組者の資質	指導農業者や経営・教育の知識等、地域の農林漁業者を指導や支援する公的資格や経験を有している。団体・組織の場合は、これに該当する構成員がいる
	取組の内容	農山漁村の女性の活躍に資する取組か
	取組の整備・管理	支援する取組が整備・管理され、継続的取組が可能か
	活動の範囲	（ア）都道府県以上
		（イ）複数の市町村
		（ウ）市町村内
	活動の期間	（ア）概ね５年以上
		（イ）概ね３年以上
		（ウ）概ね１年以上
	活動の継承	（ア）活動の後継者が複数名育成され、すでに中心になって活動している
		（イ）活動の後継者が１名育成され、すでに中心になって活動している
		（ウ）活動の後継者を育成中
各部門共通	全ての部門において、活動の全体を通じて農山漁村女性の活躍を体現した取組であることを共通事項とし、更に、農林漁業・農山漁村生活の充実と開発に寄与する活動であり、具体的な課題や目標をもって活動し、その実績が顕著であること。実践されている課題や目標に関する技術が、科学性、創造性、普遍性をもつものであること。他の個人又は団体の模範となっていること。	